

健高施第 1614 号
平成 30 年 9 月 1 日

介護サービス事業所・施設 開設法人代表者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

最低賃金の計算における介護職員処遇改善加算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

最低賃金の計算における介護職員処遇改善加算の取扱いについて、平成 30 年 8 月 6 日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡により示された「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6) (平成 30 年 8 月 6 日)」問 7 のとおり、本市においても取り扱うものとします。

なお、本市ホームページに掲載している「横浜市介護職員処遇改善加算 Q & A」問 8 を、国 Q & A 問 7 のとおりに更新します。

参考 「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6) (平成 30 年 8 月 6 日)」

○ 最低賃金の計算について

問 7 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、介護職員処遇改善加算により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。

(答) 介護職員処遇改善加算により得た加算額を、最低賃金額と比較する賃金に含むか否かについては、当該加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、当該加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

担当（居宅）	介護事業指導課	電話	045-671-3413
（地域密着）	〃	電話	045-671-3466
（施設）	高齢施設課	電話	045-671-3923